

○吹田市立総合福祉会館条例施行規則

昭和62年3月18日規則第5号

改正

平成元年1月20日規則第4号

平成5年5月24日規則第29号

平成7年3月31日規則第20号

平成10年4月20日規則第27号

平成12年3月31日規則第26号

平成15年3月31日規則第22号

平成17年10月4日規則第59号

平成18年3月20日規則第9号

平成18年3月31日規則第23号

平成18年6月30日規則第40号

平成19年5月1日規則第52号

平成19年9月5日規則第62号

平成20年6月30日規則第36号

平成25年3月29日規則第15号

平成28年3月31日規則第24号

平成30年3月30日規則第9号

令和2年3月31日規則第39号

令和5年3月24日規則第7号

吹田市立総合福祉会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立総合福祉会館条例（昭和62年吹田市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 吹田市立総合福祉会館（以下「会館」という。）の開館時間は、午前9時から午後10時（屋上広場にあつては、午後5時）までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の申請)

第4条 会館の施設を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、公共施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続（以下「ウェブ申込み」という。）をしなければならない。

2 ウェブ申込みの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、ウェブ申込みをすることができる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 抽選申込み 使用日の2月前の日の属する月の25日から末日まで
- (2) 先着申込み 使用日の1月前の日の属する月の2日の正午（1月にあつては、5日の正午）から使用日の当日まで

3 抽選申込みをして当選した者及び先着申込みをした者は、当選又は先着申込みの日から起算して8日以内（先着申込みの日から起算して7日以内に使用する場合は、使用日の当日まで）に、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかつたときは、その者の当選又は先着申込みは、なかつたものとみなす。

4 前3項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他市長が特別の事情があると認める場合の申請の手続は、市長が定める。

(使用許可書の交付及び提示)

第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

2 使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、会館の施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。

(費用の徴収等)

第6条 条例第8条第1項ただし書の規定による費用の徴収は、吹田市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年吹田市規則第27号）又は吹田市知的障害者福祉法施行細則（昭和62年吹田市規則第28号）に定めるところによる。

2 条例第8条第3項の規則で定める額は、次の各号に掲げる身体障害者又は知的障害者（以下「身

体障害者等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に該当する身体障害者等のうち、身体障害者等及び身体障害者等と同一の世帯に属する配偶者について食事の提供を受けた月の属する年度(その月が4月から6月までの場合にあつては、その前年度)分の市町村民税(特別区民税を含む。)の所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額を合算した額が160,000円以上である者 1食につき500円

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1号に該当する身体障害者等(前号に該当する者を除く。)又は同条第2号から第4号までに該当する身体障害者等 1食につき350円

(特別の設備の設置等)

第7条 会館の施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、添付を省略することができる。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用内容の変更)

第8条 使用者は、使用附属設備又は使用人数の変更をしようとするときは、使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。

(使用の取消し)

第9条 使用者は、会館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく使用取消届に使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(使用者の守るべき事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第11条 職員が会館の管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第12条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第13条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(審議会の委員の委嘱)

第14条 吹田市立総合福祉会館運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 福祉団体の代表者 3人以内
- (3) 市内の公共的団体の代表者 2人以内
- (4) 医療関係者 1人以内
- (5) 市民 2人以内

(審議会の会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第16条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の部会)

第17条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の意見を聴いて会長が指名する。

- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営については、第15条第3項及び前条の規定を準用する。

(審議会の意見の聴取等)

第18条 審議会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の運営に関する事項)

第19条 第15条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

(審議会の庶務)

第20条 審議会の庶務は、総合福祉会館において処理する。

(申請書等の様式)

第21条 この規則に規定する申請書等の様式は、福祉部長が定める。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月20日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成5年5月24日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成6年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成7年3月31日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成8年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成10年4月20日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第26号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第22号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月4日規則第59号）

(施行期日)

- 1 この規則中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成17年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の吹田市立総合福祉会館条例施行規則第6条第2項の規定は、平成17年10月1日以後に食事の提供を受けた者について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の吹田市立総合福祉会館条例施行規則第6条第2項第1号の規定は、平成17年11月1日以後に食事の提供を受けた者について適用し、同日前に食事の提供を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月20日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第23号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 吹田市立総合福祉会館条例の一部を改正する条例（平成18年吹田市条例第13号）附則第2項の

規定により行われる老人デイサービス事業を利用する特定利用者（同項に規定する特定利用者という。）に対しては、この規則による改正前の吹田市立総合福祉会館条例施行規則第6条第2項第1号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成18年6月30日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市立総合福祉会館条例施行規則第6条第2項の規定は、平成18年7月1日以後に食事の提供を受けた者について適用し、同日前に食事の提供を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年5月1日規則第52号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市立総合福祉会館条例施行規則第6条第2項の規定は、平成19年4月1日以後に食事の提供を受けた者について適用し、同日前に食事の提供を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年9月5日規則第62号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の吹田市立総合福祉会館条例施行規則第6条第2項の規定は、平成19年7月1日以後に食事の提供を受けた者について適用し、同日前に食事の提供を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月30日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の吹田市立総合福祉会館条例施行規則第6条の規定及び第2条の規定による改正後の吹田市立障害者支援交流センター条例施行規則第4条の規定は、平成20年7月

1 日以後に食事の提供を受けた者について適用し、同日前に食事の提供を受けた者については、
なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月29日規則第15号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日規則第24号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第 9 号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日規則第39号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月24日規則第 7 号）

この規則は、令和 5 年 3 月25日から施行する。